

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 3月10日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内低圧電源設備配電盤(モーターコントローラーセンター)1A-1-3において、中央制御室OA用コンセントA系用配線用しゃ断器(17E)が操作禁止札掲示なし状態で「OFF」であることが認められたため、対応検討。	GⅢ	
2	4号機	原子炉建屋、コントロール建屋の照明用分電盤点検において、漏電しゃ断器の不良(漏電しゃ断器動作不良(4台)・漏電しゃ断器時間規定値逸脱(2台))が認められたため、当該漏電しゃ断器を点検・修理。	GⅢ	
3	4号機	タービン建屋の照明用分電盤点検において、漏電しゃ断器の不良(漏電しゃ断器動作不良(1台)・漏電しゃ断器時間規定値逸脱(7台)・負荷絶縁抵抗不良(3台))が認められたため、当該漏電しゃ断器を点検・修理。	GⅢ	
4	1・2号廃棄物処理設備	補助ボイラー(A)待機中において、循環ポンプ(A)冷却水温度高警報(設定45℃)が発生したため、調査した結果、補助ボイラー(A)循環ポンプメカニカルシール部からシール水冷却水ラインへ漏えいが認められたため、当該メカニカルシールを交換。	GⅢ	
5	3・4号廃棄物処理設備	低電導度廃液系逆洗水タンク(B)において、ろ過器を逆洗時に異常警報(逆洗水タンク(B)液位高(100%)及び液拔出異常)が発生したため、調査した結果、逆洗水タンク(B)液位計検出配管の詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃。	GⅢ	
6	サイトバンカ	サイトバンカ建屋換気空調系排気放射線モニタ(A)において、モニタ指示値が高めのため、調査した結果、放射線モニタ(A)のダストサンプラフィルタフォルダを外すと指示値が低下することが認められたため、当該フィルタフォルダを除染。(定期(1回/週)ダストフィルタの放射能分析結果は検出限界値以下)	GⅢ	